

## 1 施設使用料

## (1) せせらぎホール及びせせらぎホールホワイエ

区 分			使 用 料						
			8時30分～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	8時30分～ 17時	12時～ 22時	8時30分～ 22時	超過時間1時 間までごとに
せせらぎ ホール	平日	入場料等を徴収 しないとき	15,000円	19,900円	24,900円	29,600円	38,000円	50,800円	5,100円
		入場料等を徴収 するとき	22,500円	29,800円	37,300円	44,400円	57,000円	76,200円	7,700円
	平日以外の日	入場料等を徴収 しないとき	18,000円	23,900円	29,800円	35,600円	45,600円	60,900円	6,100円
		入場料等を徴収 するとき	27,000円	35,800円	44,700円	53,400円	68,400円	91,300円	9,200円
	舞台のみを 使用する場合	平日	3,000円	3,980円	4,980円	5,920円	7,600円	10,160円	1,000円
		平日以外の日	3,600円	4,780円	5,960円	7,120円	9,120円	12,180円	1,200円
せせらぎホールホ ワイエのみを使用 する場合	平日	3,000円	3,980円	4,980円	5,920円	7,600円	10,160円	1,000円	
	平日以外の日	3,600円	4,780円	5,960円	7,120円	9,120円	12,180円	1,200円	

- 備考 1 「平日」とは、1月5日から12月27日までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）をいいます。  
 2 「入場料等」とは、入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。  
 3 「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいいます。  
 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割相当額を当該使用料の額に加算します。  
 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

## (2) せせらぎホール及びせせらぎホールホワイエ以外の施設

区 分	1時間当たりの使用料	区 分	1時間当たりの使用料	区 分	1時間当たりの使用料
イベントホール	1,730円	リハーサル室	430円	和室A	430円
楽屋A	430円	会議室A	860円	和室B	430円
楽屋B	430円	会議室B	430円	調理実習室	660円
楽屋C	200円	会議室C	430円		

- 備考 1 冷房又は暖房を使用する場合は、次の各号に定める額を使用料の額に加算します。  
 (1) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割相当額  
 (2) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割相当額  
 2 市外居住者等が使用する場合は、使用料の額の3割相当額を当該使用料の額に加算します。  
 3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割相当額を当該使用料の額に加算します。  
 4 せせらぎホールの使用に伴う楽屋の使用料は、この表に定める使用料の額の3分の1相当額とし、備考1から備考3までの加算は行いません。  
 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

## 2 附属設備使用料

### (1) せせらぎホール

区分	単位	使用料		区分	単位	使用料			
		1区分当たり	超過時間1時間までごとに			1区分当たり	超過時間1時間までごとに		
照明設備	第1 ボーダーライト	1列につき	310円	100円	音響設備	音響調整卓（マイク2本付き）	1式につき	790円	260円
	第2 ボーダーライト	1列につき	310円	100円		ステージスピーカー	1台につき	240円	80円
	ロアーホリゾンライト	1列につき	340円	110円		3点吊マイクロホン	1式につき	390円	130円
	アッパーホリゾンライト	1列につき	400円	130円		コンデンサーマイクロホン	1本につき	380円	130円
	フットライト	1式につき	130円	40円		ダイナミックマイクロホン	1本につき	310円	100円
	第1 サスペンションスポットライト	1台につき	110円	40円		ワイヤレスマイクロホン	1本につき	340円	110円
	第2 サスペンションスポットライト	1台につき	110円	40円		ビデオカセットデッキその他の音響備品	1台につき	500円	170円
	フロントサイドスポットライト	1台につき	110円	40円	舞台設備及び大道具	持込電気器具（定格消費電力の合計で算定）	1キロワットごと	110円	40円
	シーリングスポットライト	1台につき	110円	40円		音響反射板	1式につき	1,500円	500円
	センターピンスポットライト	1台につき	230円	80円		指揮者台	1台につき	140円	50円
	天井反射板ライト	1式につき	110円	40円		指揮者用譜面台	1台につき	60円	20円
	プロジェクタースポットライト	1式につき	230円	80円		演奏者用譜面台	1台につき	50円	20円
	ミラーボール	1個につき	320円	110円		演台	1台につき	260円	90円
調光卓	1式につき	330円	110円	司会者台		1台につき	120円	40円	
映写設備	オーバーヘッドカメラ、液晶プロジェクターその他の映像備品	1台につき	1,080円	360円		めくり台	1台につき	80円	30円
	スクリーン	1台につき	230円	80円		緋毛氈	1枚につき	120円	40円
楽器	コンサートグランドピアノ	1台につき	5,000円	1,670円		金屏風	一双につき	680円	230円

- 備考 1 この表において「1区分」とは、午前8時30分から午後0時まで、午後0時から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの時間帯区分をいいます。
- 2 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 3 コン서트グランドピアノの使用料は、調律に係る費用を含みません。
- 4 営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算します。
- 5 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とします。

### (2) せせらぎホール以外の施設

区分	1時間当たりの使用料	区分	1時間当たりの使用料
照明設備	スポットライト（イベントホール） 1台につき 40円	舞台設備 及び 大道具	持込電気器具（定格消費電力の合計で算定） 1キロワットごと 40円
映写設備	液晶プロジェクターその他の映像備品 1台につき 360円		指揮者台 1台につき 50円
	スクリーン 1台につき 80円		指揮者用譜面台 1台につき 20円
音響設備	ステージスピーカー 1台につき 80円		演奏者用譜面台 1台につき 20円
	コンデンサーマイクロホン 1本につき 130円		演台 1台につき 90円
	ダイナミックマイクロホン 1本につき 100円		司会者台 1台につき 40円
	ワイヤレスマイクロホン 1本につき 110円		めくり台 1台につき 30円
	ビデオカセットデッキその他の音響備品 1台につき 170円		緋毛氈 1枚につき 40円
楽器	アップライトピアノ（リハーサル室） 1台につき 200円		金屏風 一双につき 230円

- 備考 1 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 2 アップライトピアノの使用料は、調律に係る費用を含みません。
- 3 営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算します。
- 4 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とします。